

# 株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号  
**高周波熱錬株式会社**  
代表取締役社長 山下 英 治

## 第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号  
オーバルコート大崎マークウエスト 15階会議室  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第98期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第98期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役8名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成21年6月24日（水曜日）午後5時45分までにご行使ください。

以 上

- 
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.k-neturen.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。
- (ご案内) 株主総会終了後、同会場において経営報告会および株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。  
【議決権行使サイト URL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月24日（水曜日）午後5時45分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2 以上または Netscape 6.2 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoft は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。Netscape は、米国およびその他の諸国の Netscape Communications Corporation の登録商標です。)

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

＜用紙の請求等、その他の照会＞

☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

# 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ① 全般的概況

当連結会計年度のわが国経済は、前半は原材料価格の高騰などの懸念要因があったものの、比較的順調に推移いたしました。しかし、後半になって、米国発の金融危機が実体経済にも大きく影響し、設備投資の抑制や個人消費の減少が顕著となり、企業業績に大きな影響を及ぼしました。

関連業界の状況につきましては、次のとおりであります。

土木業界における公共事業は、引き続き低水準で推移しており、建築業界におきましても、マンション等の販売不振の影響もあり、経営環境はさらに厳しさを増しました。

また、自動車業界におきましては、世界的に需要が急激に落ち込んだことに加え、販売不振や円高などで急激に企業業績が悪化しており、建設機械・工作機械業界におきましても、景気後退による設備投資抑制の影響を大きく受けました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「VALUE UP 10-20」(3ヵ年計画)の基本方針に基づき、新商品・新技術の開発および拡販、国内外の生産拠点の充実を図り、また、原価低減活動にも取り組んでまいりましたが、原材料価格の上昇、減価償却費負担増などがコストアップ要因となり、さらに、当連結会計年度の後半になって、顧客からの受注量が急激に減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、408億46百万円(前連結会計年度比6.2%減)、営業利益は、35億7百万円(前連結会計年度比37.3%減)、経常利益は、38億87百万円(前連結会計年度比37.9%減)、投資有価証券評価損、固定資産の減損損失を計上したことなどにより、当期純利益は、13億53百万円(前連結会計年度比63.3%減)となりました。

## ② 事業別概況

### <製品事業部関連事業>

当社主力製品であるコンクリートパイル用ウルボン、中高層マンション向けおよび場所打ち杭用高強度せん断補強筋の販売量は、前連結会計年度と比較し減少いたしました。また、これまで比較的順調に推移してきた自動車・二輪車用サスペンションばね等に使用される高強度ばね鋼線（ITW）の販売量も、需要業界の不振を受け減少に転じました。なお、販売価格の改定などにより、ほぼ前連結会計年度並の売上高は確保できたものの、コスト面においては原材料価格上昇などの影響がありました。

この結果、売上高は、210億68百万円（前連結会計年度比0.3%増）となりました。

### <加工・電機関連事業>

熱処理受託加工関連事業につきましては、当連結会計年度の後半から、自動車・建設機械・工作機械業界等の関連業界からの受注が大幅に減少いたしました。また、生産拠点の拡大などの投資に伴う減価償却費負担増などが、コストアップ要因となりました。

誘導加熱装置関連事業につきましては、海外を含め顧客の積極的な開拓に注力しましたが、設備投資抑制の動きを受け、売上高は若干減少いたしました。

この結果、売上高は、192億49百万円（前連結会計年度比12.6%減）となりました。

### <賃貸事業他>

当社保有の賃貸物件については、引き続き安定的に業績に寄与しております。

この結果、売上高は、5億28百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、43億82百万円で、そのうち主なものは、神戸工場の建設（土地等）、尼崎工場の生産設備導入などであります。

### (3) 資金調達の様況

当社グループの資金調達につきましては、基本的に自己資金を充当することとしております。今般、当社グループの生産拠点の拡充、海外への積極的な展開および取引先からの増産要請等により設備投資が増加しております。このため、主に設備投資資金として9億円の借入を行った結果、長期借入金が増加いたしました。

また、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行3行と総額21億円のコミットメントライン契約を締結しております。

### (4) 対処すべき課題

厳しい経営環境が続くなか、当社グループにおきましては、収益力の向上を目指し、原価低減を緊急課題として位置づけ、グループ全社員が一丸となって、生産革新活動により生産現場の力を向上させ、コストミニマムで生産することにより、収益の落ち込みを最小限度に抑える努力をしております。

また、当社グループの主要な原材料である鋼材価格につきましては、鉄鉱石など鉄鋼原料の値下がりもあり、下落傾向にあります。その動向を注視し、販売戦略、コスト戦略の両面で適切に対応してまいります。

このような状況のもと、「 Netzレングループ経営理念」に基づき、グループ全社員が一丸となり、たゆまぬ自己変革に努め、効率的な経営体質の維持・強化を図り、かつ高い成長力・効率性を有する企業グループを目指し、Netzレングループの企業価値を一層高めていく所存であります。

### (5) 財産および損益の様況の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (当連結会計年度)
売 上 高	35,086百万円	39,151百万円	43,530百万円	40,846百万円
営 業 利 益	4,095百万円	5,011百万円	5,593百万円	3,507百万円
経 常 利 益	4,449百万円	5,631百万円	6,264百万円	3,887百万円
当 期 純 利 益	2,702百万円	3,369百万円	3,686百万円	1,353百万円
1株当たり当期純利益	61円73銭	75円87銭	82円89銭	30円85銭
総 資 産	60,226百万円	67,059百万円	67,995百万円	60,921百万円
純 資 産	45,368百万円	49,725百万円	50,616百万円	48,181百万円
1株当たり純資産額	1,024円06銭	1,090円18銭	1,099円37銭	1,047円23銭

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネツレン・竜ヶ崎	40百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレン・ヒートトリート	80百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレンハイメック	80百万円	100.0%	機械装置の製造販売
九州高周波熱錬株式会社	36百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレン小松	40百万円	40.0%	金属熱処理加工
ネツレン・ユー・エス・エーInc.	13百万米ドル	100.0%	合弁会社の管理
ネツレン アメリカ コーポレーション	15百万米ドル	56.0% (56.0%)	高強度ばね鋼線の製造販売
塩城高周波熱煉有限公司	12百万中国元	50.0%	機械装置の製造販売および金属熱処理加工
上海中煉線材有限公司	120百万中国元	40.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
広州豊東熱煉有限公司	25百万中国元	60.0%	金属熱処理加工

(注) 議決権比率の( )内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。

### ③ その他

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
製品事業部関連事業	PC鋼棒・異形PC鋼棒・せん断補強筋・高強度ばね鋼線の製造販売
加工・電機関連事業	熱処理受託加工および誘導加熱装置・自動車部品等の製造販売
賃貸事業他	動産ならびに不動産に係る賃貸事業および上記以外の事業

## (8) 主要な事業所

### ① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都品川区	IH事業部 尼崎工場	兵庫県尼崎市
IH事業部 寒川工場	神奈川県高座郡寒川町	〃 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 大阪工場	大阪府大阪市	製品事業部 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 刈谷工場	愛知県刈谷市	〃 赤穂工場	兵庫県赤穂市
〃 可児工場	岐阜県可児市	〃 いわき工場	福島県いわき市
〃 岡山工場	岡山県総社市	技術本部	神奈川県平塚市

### ② 主要な子会社の事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
株式会社ネツレン・ヒートトリート山口工場	山口県山陽小野田市	上海中煉線材有限公司	中国上海市
株式会社ネツレン・ヒートトリート山形工場	山形県東根市	塩城高周波熱煉有限公司	中国江蘇省大豊市
株式会社ネツレン小松	石川県小松市	ネツレン アメリカコーポレーション	米国オハイオ州ハミルトン

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,096名	+117名	一歳	一年

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。  
2. 従業員数が当連結会計年度末までの1年間において、117名増加しておりますが、その主な理由は、国内生産拠点拡充のための新規採用および株式会社旭電波工業所が当連結会計年度より連結子会社となったためであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
702名	+63名	37.6歳	15.9年

- (注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。



(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,667百万円
株式会社三井住友銀行	666百万円
株式会社みずほ銀行	585百万円
明治安田生命保険相互会社	540百万円
住友生命保険相互会社	268百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 44,713,930株

(3) 株 主 数 4,867名

### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,673	10.7
新 日 本 製 鐵 株 式 會 社	4,101	9.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,809	6.4
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	2,288	5.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	2,163	5.0
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,432	3.3
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	1,171	2.7
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	907	2.1
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	859	2.0
N T N 株 式 会 社	836	1.9

(注) 1. 当社は、自己株式1,115千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）および日興シティ信託銀行株式会社（投信口）の持株数は、信託業務に係るものであります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	山下 英 治	営業本部長
専務取締役	福原 哲 一	経営企画・設備・環境担当、IH事業部長 〔他の法人等の代表状況等〕 広州豊東熱煉有限公司董事長、株式会社ネツレンタクト代表取締役社長
専務取締役	砂古 豊 幸	経営企画・総務・経理・安全衛生担当、TQM推進本部長、管理本部長 〔他の法人等の代表状況等〕 株式会社ネツレン・名南代表取締役社長
常務取締役	新田 一	IH事業部新規プロジェクト担当 IH事業部加工部神戸工場長 〔他の法人等の代表状況等〕 株式会社ネツレン・ヒートトリート代表取締役社長
常務取締役	川 寄 一 博	技術総括・知的財産・品質保証担当、技術本部長、品質保証本部長
常務取締役	萩 野 學	調達担当、製品事業部長、TQM推進本部副本部長 〔他の法人等の代表状況等〕 ネツレン・ユー・エス・エーInc. 代表取締役社長、ネツレン アメリカ コーポレーション 代表取締役社長
取 締 役	沼 田 恵	調達本部長
取 締 役	溝 口 茂	製品事業部製造部長
取 締 役	齊 藤 誠	〔他の法人等の代表状況等〕 弁護士法人齊藤法律事務所 代表者社員
監査役(常勤)	蒔 耕太郎	
監 査 役	原 安 洋	
監 査 役	浦 部 善 和	

(注) 1. 取締役齊藤誠氏は、社外取締役であります。

2. 監査役原安洋、監査役浦部善和の両氏は、社外監査役であります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	259百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (3名)	286百万円 (22百万円)

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼務の状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係
  - ・取締役齊藤誠氏は、弁護士法人齊藤法律事務所の代表者社員であり、当該他の会社との取引はありません。
- ② 他の会社の社外役員との兼任状況
  - ・監査役原安洋氏は、東京計器株式会社の社外監査役であります。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
取締役会等への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
取締役	齊 藤 誠	当期に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	原 安 洋	当期に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会7回のすべてに出席し、主に他社における監査役としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。
監査役	浦 部 善 和	当期に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会7回のすべてに出席し、主に他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

井上監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および会社規程に従い、取締役は、その職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存し、管理する。

取締役および監査役は、「文書取扱規程」等会社規程の定めに基づき、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、災害、環境、情報管理等に係るリスクについては、「リスクマネジメント基本規程」を定め、グループ全体に周知徹底を行うとともに、ネツレングループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止およびその管理体制を整備するとともに、管理本部企画管理部が組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を行う。

また、会社規程「危機管理規程」を定め、リスクに関する情報収集と報告方法および問題が発生した場合の緊急対策本部設置等の対応方法を明確化するとともに、内部監査室および安全衛生推進室が定期的に各部門のリスク管理の状況を監査し、必要に応じて取締役会、コンプライアンス委員会等に報告することとする。

- (3) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき職務権限および意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。  
また、取締役会は、各取締役の担当業務を定め、各取締役は自らの担当業務を執行することとする。
- (4) **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**  
「ネツレングループ経営理念」、「ネツレングループ企業行動倫理基準」、「社員等行動基準」、「コンプライアンス規程」、「情報セキュリティー基本規程」および「個人情報保護規程」等経営理念、行動基準、会社規程に従い、取締役および社員等は、法令等を遵守するとともに、適切に当社グループの社会的責任を果たすこととする。また、これを徹底するため、「コンプライアンス規程」の定めに従い、社長を議長とするコンプライアンス委員会を定期的開催し、さらに、「内部通報制度」（コンプライアンス・ヘルプライン）を常時設置することにより、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社員等から直接情報提供が行える体制をとることとする。  
また、取締役および社員等は、「反社会的勢力対応管理規程」等に基づき、グループ全体において、社会的な秩序および企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは、一切の関わりを持たないこととする。
- (5) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
「関係会社管理規程」等により、子会社および関連会社ごとに管理担当部門および管理担当部門長を定め、その管理担当部門長にコンプライアンス体制、リスク管理体制等を構築する責任を与えている。  
また、定期的にグループ経営会議を開催することにより、各子会社および関連会社の経営状況を把握するとともに、グループ全体の情報共有化を図ることとする。  
さらに、監査役、内部監査室、安全衛生推進室およびコンプライアンス委員会はこれらを定期的に監査・監督することにより、グループ内において業務の適正を確保することとする。  
なお、財務報告の信頼性確保については、代表取締役社長直轄の「内部統制統括部」および「内部統制推進委員会」等を設置のうえ、「財務報告に係る内部統制基本方針」および「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、グループ内における財務報告に係る内部統制体制の整備を進め、これを適切に運用することとする。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、必要がある時は、内部監査室等の要員に対し、その補助者として監査業務を行うよう指揮命令できることとする。

(7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号補助者の人事異動については、監査役会の事前の同意を得なければならないものとする。

(8) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および社員等は、監査役に対して、遅滞なく、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ヘルプラインによる内部通報内容を報告する。

監査役は、経営に関する重要な会議に参加できるものとする。また緊急性を要する場合は、取締役および社員等は、遅滞なく、監査役に対して当該情報を報告することとする。

(9) **その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役は、監査役に対し、重要な稟議書等を供覧することにより、監査役が重要な経営情報を取得できることとする。

また、代表取締役は、必要に応じて、監査役および会計監査人等と意見交換の場を持ち、意思の疎通を図ることとする。

## 6. **株式会社の支配に関する基本方針**

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、以下のとおり、「株式会社の支配に関する基本方針」を定めております。

① **当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社グループは、熱処理技術を中核とし、常に新商品・新事業の開発を進めることにより、社会の発展に貢献することを企業理念に掲げております。この理念に沿って、株主の皆様から経営についての負託を受けた当社取締役会は、当社の財務および事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点から経営戦略を立案・実行し、当社グループの競争力・収益力を向上させることにより、企業価値、ひいては、株主共同の利益の向上を目指すことが株主の皆様に対する責務であると考え、これを実行してまいりました。

他方、当社の財務および事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が現われた場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終判断は、株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株主の皆様が、買収提案者の提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。特に、当社株式の急激な大量買付け行為が行われ、株主の皆様へ十分な情報も時間も与えられない状況下で判断を迫られるような場合には、適切な判断を行うことは極めて困難であることが予想されます。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報を相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう、合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務であると考えております。もとより、このようなルールは、取締役が自己の地位の維持を図るなど、取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければなりません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、買収を行おうとする者が具体的買付け行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「適正ルール」といいます。）の導入を決議いたしました。

適正ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するため、必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、インフォームド・ジャッジメント（必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断）を行えるようにすることを目的としており、当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）がいる場合、買収提案者の買収提案が適正ルールに定める要件（必要情報および検討期間）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の発行（無償割当てを含む。以下同じ）の可否に関し、直接判断を下す仕組みを定めております。

適正ルールに基づく新株予約権の発行は、①買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、②株主の皆様が新株予約権の発行に賛同した場合に限られます。

当社は、当該適正ルールを平成19年11月15日付「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）の導入および新株予約権の発行登録に関するお知らせ」として公表しております。



③ 上記取り組みについての取締役会の判断

適正ルールは、買収提案がなされた場合に対抗措置（新株予約権の発行）を発動するか否かを株主の皆様に必要な情報と相当な検討期間に基づき判断していただくためのルールおよび手続きを定めたものです。

適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様委ねることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図るものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであると判断しております。

---

本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>23,348</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,463</b>
現金及び預金	6,935	支払手形及び買掛金	5,088
受取手形及び売掛金	10,853	短期借入金	2,301
リース債権及びリース投資資産	49	リース債務	13
商品及び製品	469	未払法人税等	221
仕掛品	1,000	賞与引当金	474
原材料及び貯蔵品	1,203	その他	2,363
繰延税金資産	489	<b>固定負債</b>	<b>2,276</b>
その他	2,446	長期借入金	1,660
貸倒引当金	△99	リース債務	55
<b>固定資産</b>	<b>37,572</b>	繰延税金負債	170
<b>有形固定資産</b>	<b>28,940</b>	退職給付引当金	88
建物及び構築物	7,613	役員退職金引当金	95
機械装置及び運搬具	9,025	負のれん	0
土地	10,206	その他	205
リース資産	22	<b>負債合計</b>	<b>12,739</b>
建設仮勘定	1,807	<b>純資産の部</b>	
その他	264	<b>株主資本</b>	<b>47,889</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>561</b>	資本金	6,418
のれん	395	資本剰余金	5,528
その他	166	利益剰余金	36,960
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,070</b>	自己株式	△1,017
投資有価証券	7,746	評価・換算差額等	△2,232
長期貸付金	276	その他有価証券評価差額金	△567
繰延税金資産	11	為替換算調整勘定	△1,664
その他	356	<b>少数株主持分</b>	<b>2,524</b>
貸倒引当金	△321	<b>純資産合計</b>	<b>48,181</b>
<b>資産合計</b>	<b>60,921</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>60,921</b>

## 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		40,846
売 上	原 価		31,842
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		9,004
営 業 外 収 益	利 益		5,496
受 取 配 当 金	利 益	28	
受 取 配 当 金	利 益	254	
負 持 受 取 分 取	の 法 保 險	0	
の 法 保 險	の 法 保 險	2	
の 法 保 險	の 法 保 險	117	
の 法 保 險	の 法 保 險	62	
の 法 保 險	の 法 保 險	147	612
営 業 外 支 出	利 益		
支 出	利 益	88	
支 出	利 益	53	
支 出	利 益	25	
支 出	利 益	46	
支 出	利 益	17	231
特 別 常 利 益	利 益		3,887
前 期 形 有 投 移	損 益 修 正 益	1	
前 期 形 有 投 移	損 益 修 正 益	0	
前 期 形 有 投 移	損 益 修 正 益	135	
前 期 形 有 投 移	損 益 修 正 益	482	619
特 別 有 形 有 投 移	損 益 修 正 益		
有 形 有 投 移	損 益 修 正 益	2	
有 形 有 投 移	損 益 修 正 益	68	
有 形 有 投 移	損 益 修 正 益	73	
有 形 有 投 移	損 益 修 正 益	841	
有 形 有 投 移	損 益 修 正 益	1,543	
有 形 有 投 移	損 益 修 正 益	320	
有 形 有 投 移	損 益 修 正 益	2	2,853
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	利 益		1,653
法 人 税 等 過 法 少 当	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	506	
法 人 税 等 過 法 少 当	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	73	
法 人 税 等 過 法 少 当	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	△699	△119
法 人 税 等 過 法 少 当	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		419
法 人 税 等 過 法 少 当	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,353

## 添付書類(4)

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	6,418	5,529	36,451	△718	47,680
連結会計年度中 の 変 動 額					
剰余金の配当			△838		△838
当期純利益			1,353		1,353
自己株式の取得				△301	△301
自己株式の処分		△0		2	1
持分法の適用 範囲の変動			△6		△6
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計	—	△0	508	△299	208
平成21年3月31日残高	6,418	5,528	36,960	△1,017	47,889

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定		
平成20年3月31日残高	921	△0	△81	2,096	50,616
連結会計年度中 の 変 動 額					
剰余金の配当					△838
当期純利益					1,353
自己株式の取得					△301
自己株式の処分					1
持分法の適用 範囲の変動					△6
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	△1,488	0	△1,582	427	△2,643
連結会計年度中 の変動額合計	△1,488	0	△1,582	427	△2,435
平成21年3月31日残高	△567	—	△1,664	2,524	48,181

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称 株式会社netzレン・ヒートトリート  
株式会社netzレン・竜ヶ崎  
株式会社netzレン小松  
netzレン・ユー・エス・エーInc.  
netzレン アメリカ コーポレーション  
上海中煉線材有限公司  
塩城高周波熱煉有限公司  
広州豊東熱煉有限公司

当連結会計年度において、株式会社旭電波工業所（東京都東久留米市）の株式を100%取得し連結子会社としております。

##### (2) 非連結子会社の状況

会社名 株式会社netzレン・名南

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 7社

主要な会社等の名称 株式会社netzレン・名南  
株式会社netzレン・ヒラカタ  
株式会社netzレン・加古川  
高麗熱煉株式会社  
ユーエスチタCO., LTD.  
エヌティーケー精密アクスル株式会社

友力熱煉股份有限公司（台湾）については、当連結会計年度において株式を売却し当社の議決権所有割合が5%となり関連会社ではなくなったため、持分法適用会社から除外しました。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の状況  
会社名 アール・エフ・エナジィ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社1社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (3) 持分法適用手続に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社12社の決算日はすべて12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）………当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産

（リース資産を除く）………定額法

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を「退職給付引当金」として計上しております。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金… 役員の退職慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労金の規程による必要額を計上しております。なお、当社では平成16年6月に、平成16年7月以降新たな繰入を廃止するよう、規程を改訂いたしました。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利

##### ③ ヘッジ方針

金利変動リスク等に備え相場変動を相殺又はキャッシュ・フローを固定する目的でヘッジ取引を行っております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

なお、当連結会計年度末における残高はありません。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ71百万円減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、借主側の処理、貸主側の処理とも、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

(8) 追加情報

法人税法上の耐用年数の見直しをふまえ、当連結会計年度より機械装置等の一部について耐用年数を変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ107百万円減少しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。



(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産  
担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

建物	62百万円
その他(借地権)	37百万円
合計	99百万円

担保権によって担保されている債務

短期借入金	53百万円
合計	53百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,328百万円
3. 保証債務
  - (1) 従業員持家制度による金融機関からの借入金1百万円に対し保証を行っております。
  - (2) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し保証を行っております。

ユーエスタタCO., LTD.	20百万円
P. T. コマツフォーゼンディングインドネシア	261百万円
計	281百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	44,713,930株	—	—	44,713,930株
自己株式				
普通株式	579,536株	538,457株	2,039株	1,115,954株

(注) 1. 自己株式の増加538,457株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加535,800株、単元未満株式の買取りによる増加2,657株であります。

2. 自己株式の減少2,039株は、単元未満株式の買増請求による売渡しであります。

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	397百万円	9.0円	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	441百万円	10.0円	平成20年 9月30日	平成20年 12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	217百万円	利益剰余金	5.0円	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,047円23銭
- 1株当たり当期純利益 30円85銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

添付書類(5)

## 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,036	流動負債	9,785
現金及び預金	5,059	支払手形	270
受取手形	1,408	買掛金	4,451
売掛金	7,926	短期借入金	1,995
リース投資資産	49	1年以内返済予定	
商品及び製品	363	長期借入金	576
仕掛品	828	リース債	12
原材料及び貯蔵品	681	未払金	922
前払費用	58	未払費用	756
繰延税金資産	408	未払法人税等	29
短期貸付金	936	未払消費税	90
未収入金	1,337	賞与引当金	416
その他の流動資産	9	その他の流動負債	267
貸倒引当金	△34	固定負債	2,164
固定資産	33,813	長期借入金	1,632
有形固定資産	25,138	リース債	49
建物	5,841	繰延税金負債	133
構築物	482	退職給付引当金	59
機械装置	7,304	役員退職慰労引当金	84
車両運搬具	18	その他の固定負債	204
工具器具備品	204	負債合計	11,950
リース資産	9,732	純資産の部	
建設仮勘定	1,538	株主資本	41,401
無形固定資産	19	資本金	6,418
特許権	17	資本剰余金	5,528
施設利用権	1	資本準備金	1,535
電話加入権	0	その他の資本剰余金	3,992
投資その他の資産	8,655	利益剰余金	30,472
投資有価証券	5,080	利益準備金	945
関係会社株	3,240	その他利益剰余金	29,527
出資金	5	固定資産圧縮積立金	784
長期貸付金	341	特別償却準備金	7
長期前払費用	10	別途積立金	27,206
その他の投資	297	繰越利益剰余金	1,529
貸倒引当金	△321	自己株式	△1,017
資産合計	52,850	評価・換算差額等	△502
		その他有価証券評価差額金	△502
		純資産合計	40,899
		負債及び純資産合計	52,850

添付書類(6)

## 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上		37,966
売 上 原 価		30,711
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,255
営 業 外 収 益		4,791
営 業 外 収 益		2,464
受 取 利 息 及 び 配 当 金 入	568	
雑 業 支 外 費 用	165	734
雑 業 支 外 費 用	58	
雑 業 支 外 費 用	105	163
経 常 利 益		3,035
特 別 利 益	0	
有 形 固 定 資 産 売 却 益	137	137
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	68	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	11	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	835	
減 損 損 失	1,543	
そ の 他	320	
税 引 前 当 期 純 利 益	0	2,780
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等 額	127	391
過 年 税 額	73	
法 人 税 等 額	△198	2
当 期 純 利 益		389

## 添付書類(7)

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算 差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金		繰延 ヘッジ 損益
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	固定資 産圧縮 積立金	特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	6,418	1,535	3,993	945	798	14	25,206	3,957	△717	42,151	876	△0	43,027
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩					△14			14		—			—
特別償却準備金の取崩						△7		7		—			—
別途積立金の積立							2,000	△2,000		—			—
剰余金の配当								△838		△838			△838
当期純利益								389		389			389
自己株式の取得									△301	△301			△301
自己株式の処分			△0						2	1			1
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)											△1,378	0	△1,378
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	—	△14	△7	2,000	△2,427	△299	△749	△1,378	0	△2,127
平成21年3月31日残高	6,418	1,535	3,992	945	784	7	27,206	1,529	△1,017	41,401	△502	—	40,899

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
  - 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産……………定率法
    - （リース資産を除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。
  - 無形固定資産……………定額法
    - （リース資産を除く）
  - リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。

- 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を「退職給付引当金」として計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金… 役員の退職慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労金の規程による必要額を計上しております。なお、平成16年6月に、平成16年7月以降新たな繰入を廃止するよう、規程を改訂いたしました。

## 5. 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利

### ③ ヘッジ方針

金利変動リスク等に備え相場変動を相殺又はキャッシュ・フローを固定する目的でヘッジ取引を行っております。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

なお、当事業年度末における残高はありません。

## 6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 7. 会計方針の変更

### (棚卸資産の評価に関する会計基準)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ39百万円減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、借主側の処理、貸主側の処理とも、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

8. 追加情報

法人税法上の耐用年数の見直しをふまえ、当事業年度より機械装置等の一部について耐用年数を変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ107百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	33,261百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	1,005百万円
長期金銭債権	114百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	1,339百万円
4. 保証債務	
(1) 従業員持家制度による金融機関からの借入金1百万円に対し保証を行っております。	
(2) 他の会社の金融機関等からの借入に対し保証を行っております。	
ユーエスチタCO., LTD.	20百万円
P. T. コマツフォーゼンディングインドネシア	261百万円
ネツレン アメリカ コーポレーション	83百万円
計	365百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,280百万円
仕入高	3,190百万円
営業取引以外の取引高	308百万円



### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	578,656株	538,457株	2,039株	1,115,074株

(注) 1. 自己株式の増加538,457株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加535,800株、単元未満株式の買取りによる増加2,657株であります。

2. 自己株式の減少2,039株は、単元未満株式の買増請求による売渡しであります。

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

たな卸資産	32百万円
有形固定資産	47百万円
無形固定資産	52百万円
投資有価証券	89百万円
貸倒引当金	120百万円
賞与引当金	182百万円
退職給付引当金	226百万円
役員退職慰労引当金	33百万円
PCB処理関連損失	80百万円
減損損失	584百万円
その他	69百万円

繰延税金資産小計 1,519百万円

評価性引当額 △368百万円

繰延税金資産合計 1,151百万円

#### 繰延税金負債

特定資産買い換え	△516百万円
特別償却準備金	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△214百万円
退職給付信託設定益	△90百万円
未収還付事業税	△49百万円

繰延税金負債合計 △875百万円

繰延税金資産の純額 275百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相 当 額	減損損失累計額 相 当 額	期末残高相当額
機 械 装 置	149百万円	72百万円	—	76百万円
車 両 運 搬 具	28百万円	22百万円	—	6百万円
工具器具備品	93百万円	50百万円	0百万円	42百万円
無形固定資産	102百万円	41百万円	—	60百万円
合 計	374百万円	187百万円	0百万円	185百万円

2. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料期末残高相当額  
未経過リース料期末残高相当額

1年内	61百万円
1年超	125百万円
合計	186百万円
リース資産減損勘定の残高	0百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ネットレン・ ヒートトリート	所有 直接100.0%	当社から外注 委託役員の兼任	資金の借入(注)	1,100百万円	短期借入金	1,100百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
なお、担保の提供はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 938円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円87銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

添付書類(8)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

高周波熱錬株式会社

取締役会 御中

井上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高周波熱錬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

添付書類(9)

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

高周波熱錬株式会社

取締役会 御中

井上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月1日

高周波熱錬株式会社 監査役会

監査役(常勤) 勘 耕太郎 ㊞

監査役(社外監査役) 原 安洋 ㊞

監査役(社外監査役) 浦 部 善和 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

第98期の期末配当につきましては、安定した配当を継続していくという方針に加え、業績および経営環境等を総合的に勘案していくことを基本方針とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 217,994,280円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

(1) 議案の要領および変更の理由

①株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条（株券の発行）および第8条第2項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するものであります。

②急激に変化する経営環境に迅速に対応するとともに、機動的かつ効率的な事業展開を行い、事業年度毎の取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

③その他、上記変更に伴う条数の変更、文言の加除および修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行) <u>第 7 条 当社は、その株式に係る株券を發行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>② <u>当社は、単元未満株式に係る株券を發行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規程) <u>第 9 条 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第10条～第12条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日) <u>第13条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>第14条～第18条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第 7 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株式取扱規程) <u>第 8 条 当社の株式に関する取扱い</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第 9 条～第11条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日) <u>第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>第13条～第17条</u> (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第24条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第23条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 取締役および監査役の責任免除 第29条 (条文省略)</p>	<p>第6章 取締役および監査役の責任免除 第28条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第30条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了になります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者齊藤誠氏は、社外取締役の候補者であります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

#### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
1	山下 英 治 (昭和15年1月7日)	昭和47年10月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 平成7年4月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役専務取締役 平成15年6月 当社代表取締役社長、 営業本部長 現在に至る	44,600株	なし
2	福原 哲 一 (昭和20年8月17日)	昭和48年1月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役経営企 画・設備・環境担当、 IH事業部長 現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 広州豊東熱煉有限公司 董事長、株式会社ネツ レンタクト代表取締役 社長	26,300株	なし
3	砂古 豊 幸 (昭和23年4月14日)	平成10年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役経営企 画・総務・経理・安全 衛生担当、TQM推進本 部長、管理本部長 現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ネツレン・名 南代表取締役社長	22,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
4	新田 一 (昭和21年11月12日)	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成20年10月 当社常務取締役IH事業部新規プロジェクト担当、IH事業部加工部神戸工場長 現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ネツレン・ヒートトリート代表取締役社長	24,300株	なし
5	川 寄 一 博 (昭和25年6月5日)	昭和48年3月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社常務取締役技術総括・知的財産・品質保証担当、技術本部長、品質保証本部長 現在に至る	21,800株	なし
6	萩 野 學 (昭和23年2月14日)	昭和45年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社常務取締役調達担当、製品事業部長、TQM推進本部副本部長 現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 ネツレン・ユー・エス・エーInc. 代表取締役社長、ネツレン アメリカ コーポレーション代表取締役社長	14,200株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
7	溝口 茂 (昭和28年9月1日)	昭和52年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 平成21年4月 当社取締役製品事業部 副事業部長、製品事業 部製造部長 現在に至る	4,300株	なし
8	齊藤 誠 (昭和21年1月30日)	昭和53年4月 弁護士登録（東京弁護 士会） 昭和62年5月 齊藤一好法律事務所入 所 平成12年6月 当社監査役 平成14年4月 弁護士法人齊藤法律事 務所設立、代表者社員 現在に至る 平成19年6月 当社取締役 現在に至る	1,800株	なし

- (注) 1. 候補者齊藤誠氏は、社外取締役候補者であり、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいと考え、選任をお願いするものであります。
2. 候補者齊藤誠氏が社外取締役に就任してから本総会終結の時までの就任年数は、2年となります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役蒯耕太郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了になりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

#### 監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
沼田 恵 (昭和25年5月28日)	昭和48年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役調達本部長 現在に至る	11,400株	なし

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

### 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
中 由 規 子 (昭和35年10月23日)	平成4年12月 弁護士登録（第二東京 弁護士会） 平成13年1月 NAKA法律事務所設立 現在に至る 平成15年6月 ゼリア新薬工業株式会 社監査役 現在に至る	0株	なし

- (注) 1. 候補者中由規子氏は、社外監査役の候補者であり、弁護士としての専門的な知識・経験等を監査業務に活かしていただきたいと考え、選任をお願いするものであります。
2. 候補者中由規子氏と当社との間においては、監査役の就任時において、当社款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定です。

## 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される沼田 恵氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は経営改革の一環として、平成16年7月以降、役員退職慰労引当金の新規の積立てを停止しており、本議案に基づき贈呈する退職慰労金は、取締役の就任時から平成16年6月までの在任中の労に報いるためのものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
沼田 恵	平成15年6月 当社取締役 現在に至る

また、当社は、平成21年5月15日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役のうち、山下英治、福原哲一、砂古豊幸、新田 一、川寄一博、萩野 學の6氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。また、贈呈の時期は各氏の退任時といたしたく、その具体的金額および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は経営改革の一環として、平成16年7月以降、役員退職慰労引当金の新規の積立てを停止しており、本議案に基づき贈呈する退職慰労金は、取締役の就任時から平成16年6月までの在任中の労に報いるためのものです。

第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役のうち、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の対象となります取締役6名の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
山下 英 治	平成3年6月 当社取締役 平成7年4月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役専務取締役 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
福原 哲 一	平成9年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 現在に至る
砂古 豊 幸	平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
新 田 一	平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 現在に至る
川 崎 一 博	平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 現在に至る
萩 野 學	平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 現在に至る

以 上

# 会場ご案内図

所在地 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

オーバルコート大崎マークウエスト 15階会議室



\* 大崎駅北改札口下車 徒歩5分

(JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線)

\* 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。